

青森県報

第四千五百四十六号

平成三十年
十二月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出……………(高
齢福祉
保険課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林
政課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 道路の区域の変更……………(道
路課) ……二
- 肥料登録事項の変更……………(食の安全・
安心推進課) ……三
- 換地計画の決定……………(農
村整備課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第八百五十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 一八四	氏名又は 名称	津軽保健 生活協同 組合	住 所	弘前市大字 野田二丁目 の一	事 業 所	津軽保健 生活協同 組合ヘル スセンター あじさい	所在地	弘前市大字 向瀬字豊 田二九四の 一	登録失効 年月日	平成 三〇・一・三	備 考	訪問介護
------	--------------	------------	--------------------	--------	----------------------	-------------	---------------------------------------	-----	-----------------------------	-------------	--------------	--------	------

青森県告示第八百五十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三二七の一、三二七の二、三二八の一、三二八の二、三三八の三、三三八の二八、三三八の三四、三三八の二四七から三三八の二五
一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百五十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九二の二、九二の四、字母沢家岸一〇一の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百五十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山一の一四二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山一の一四二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年一月二十七日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県第 三五七号	副産石 灰肥料	石灰ラミ カル	株式会社長 慶	弘前市大 字高田三 丁目六の 七	弘前市大 字石渡字 田浦六一 の二	〃
青森県第 三三二二号	副産石 灰肥料	長慶シエ ルパワー	株式会社長 慶	弘前市大 字高田三 丁目六の 七	弘前市大 字石渡字 田浦六一 の二	平成 三元・四・六
登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	生産業者 の氏名又 は名称	生産業者の住所 変更前	生産業者の住所 変更後	変更 年月日

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

肥料登録事項の変更
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次の
 とおり登録事項の変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により公告す
 る。

公 告

2	県 道	山田鱒ケ 沢線	西津軽郡鱒ケ沢町大字北浮田町字平野一五七から 西津軽郡鱒ケ沢町大字北浮田町字平野一五八の五まで	後	前	前	後	前	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
1	国 道	一〇一号	西津軽郡鱒ケ沢町大字北浮田町字平野一五九の二二から 西津軽郡鱒ケ沢町大字北浮田町字平野一五九の二二まで	後	前	前	後	前	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
				一一〇・七六メートルから 一一一・一六メートルまで	九・五〇メートルから 二二・七五メートルまで	一一〇・七六メートルから 一一一・一六メートルまで	一九・〇〇メートルから 二〇・三四メートルまで	二六・五三メートルから 二九・〇〇メートルまで		七五・〇〇メートル	八六・〇〇メートル	七五・〇〇メートル	

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によ
 り、黒崎地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において
 準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年一月四日から同年二月一日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によ
 り、荒川中部地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年一月四日から同年二月一日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

~~~~~  
換地計画の決定  
~~~~~

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、地引地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年一月四日から同年二月一日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭